

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 鳥取都市計画公園 2・2・114号桂木公園
 - 鳥取都市計画道路 3・4・22号江津1号線
 - 鳥取都市計画土地区画整理事業 江津土地区画整理事業
- 2 縦覧場所
 - 鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）